

弘前市総合学習センター冷熱機器・空気調和設備保守点検業務仕様書

弘前市総合学習センター内の冷熱機器及び空気調和設備等(以下「設備」という。)の保守点検業務を委託するものであり、この仕様書に定めるところにより実施する。

1 業務対象 別紙のとおり

2 業務計画

- (1) 受注者(以下「乙」という。)は業務における責任を明確にするため、作業主任者を選任するものとし、氏名、所持資格(免状の写し添付)、緊急連絡先を明示した作業主任者選任届を発注者(以下「甲」という。)に提出するものとする。
- (2) 乙は業務の実施に当たり、別紙を参考のうえ業務計画書を作成し、甲に提出しなければならない。
- (3) 業務計画書には、次の各号に掲げる事項について記載するものとする。
 - ア 業務に従事する者の名簿
 - イ 年間業務計画書(対象の設備、機器、実施内容・時期を明示)
 - ウ 緊急時の態勢 エ その他必要な事項

3 業務の内容

- (1) 乙は、設備の機能を良好に保つため、技術者及び作業員を派遣し、保守点検を実施するものとする。
- (2) 乙は、別紙に定める区分により設備点検、調整、整備等の保守点検業務を甲の立合いのもとで実施するものとする。
- (3) 乙は、設備の故障等について、甲から要請のあったときは、直ちに技術員を派遣して措置するものとする。
- (4) 乙は、保守点検報告書を甲に提出するものとする。
- (5) 乙は、保守点検業務を実施した結果、部品交換又は補修の必要があると認めるときは、必要な部品及び補修等に要する資材その他のリストを作成して甲に提出しなければならない。
- (6) 甲は、前項の結果必要があると認めたときは、乙にその実施を求めることができる。

- (7) 前項の経費は、甲の負担とする。ただし、業務に必要な機械・器具、消耗品等は乙の負担とする。
- (8) エネルギーの使用の合理化に関する法律に鑑み、灯油、電力の使用において必要に応じ、省エネに関する提案を行うものとする。

4 環境への配慮

乙は、甲が実施する環境保全に係る取り組みへの協力要請に対して、可能な限りこれに協力すること。

5 その他

- (1) 乙は、委託業務に従事する者の服務及び規律に関して、使用者としての一切の責任を負わなければならない。
- (2) 乙は、業務を遂行するにあたり、甲の業務に支障を与えないように努めなければならない。